

『2023年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症に関する取り扱いについて』

立夏の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。
また、日頃より、当教室の校舎運営にご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、2023年5月8日(月)より、新型コロナウイルス感染症の『感染症の予防及び感染症の患者に関する法律(感染症法)』上の位置付けが変更されることに伴い、教育委員会等の公的機関でも、その取り扱いについての考え方が整理されたようです。それを受け、当教室でも、新型コロナウイルス感染症に関する取扱いについては、原則、学校等と同レベルのものとし、以下の通り対応をすることとします。

どうぞご理解とご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

▶5月8日(月)以降の新型コロナウイルス感染症に関する取り扱い

①【生徒本人が罹患した場合】

- ・発症日を0日とし、5日間を経過し、且つ、症状が軽快した後24時間を経過するまでは**授業を欠席**してください。通塾可能となった後も、発症より10日間を経過するまではマスクの着用をお願い致します。尚、欠席について、回復後に自習室等でフォローは可能な限りさせていただきますので、個別対応のリモート授業は行いません。新型コロナウイルス・インフルエンザ等による「学級閉鎖」の発生時のみ、リモート授業を行います。

②【同居家族等が罹患した場合】

- ・生徒本人に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状が無い場合は、通塾して頂いても構いません。但し、生徒の皆さんへの感染の可能性が極めて高いと感じられる場合は授業は欠席して頂き、後日、自習室等でフォローをさせていただきます。

③【生徒本人に発熱・咽頭痛・咳等の普段と異なる症状がある場合】

- ・通塾は控え、自宅療養を行ってください。その後、通院によって新型コロナウイルスの感染が確認された場合は上記①の対応となります。

④【同居家族に発熱・咽頭痛・咳等の普段と異なる症状がある場合】

- ・生徒本人に症状が無い場合は、教室に来て頂いても構いません。但し、マスク着用等、他者への感染を予防するための可能な限りの配慮をお願い致します。

⑤【教室でのマスクの着用・玄関での検温・手指消毒・換気および光触媒フィルター付き空気清浄機について】

- i) 生徒の皆さん・保護者の皆様の教室内でのマスク着用は任意とします。
- ii) 常勤講師・非常勤講師のマスクの着用は任意とします。
- iii) 玄関での検温は任意としますが、非接触型検温器は当面、設置しておきます。
- iv) 手指消毒については、当面は設置しておきます。ご自由にお使いください。
- v) 換気・光触媒フィルター付き空気清浄機については、風邪の予防等にも効果が期待出来るため、可能な限り継続・設置をします。

⑥【教室主催イベントについて】

- ・2022年度より、中3生の「夏期合宿」・「卒塾旅行」を再開致しました。本年度も新型コロナウイルス感染症の極端な拡大傾向が見られない限りは、通常通り、実施致します。クリスマス会等の飲食を伴う室内イベントにつきましては、今後の感染状況等に鑑みて、実施が可能かどうか、可能な場合、どういう形で行うべきかを検討して参ります。